**仕様書**

**１　委託業務名**

大分県立国東高等学校 宇宙ＳＴＥＡＭ探究等支援及び学校魅力発信等委託業務

**２　委託期間**

契約締結日から令和８年３月３１日（金）まで

**３　委託業務の目的**

本業務は、大分県立国東高等学校（以下、国東高校）において以下の３つの業務を目的とする。

1. １、２年生向けの総合的な探究の時間（宇宙ＳＴＥＡＭ探究）および令和７年度２年生において設置された「SPACEコース」の総合的な探究の時間（SPACE探究）の支援業務
2. ２・３年次の全学科を対象とした宇宙の学び（総合選択科目「SPACE Science」）および次年度から始まる「SPACEコース」の学校設定科目のカリキュラム作成、授業および教材開発に係る支援業務
3. 県内外への学校の魅力発信

**４　委託業務内容**

1. **１、２年生向けの総合的な探究の時間（宇宙ＳＴＥＡＭ探究）および令和７年度２年生において設置された「SPACEコース」の総合的な探究の時間（SPACE探究）の支援業務**

業務概要案：①国東高校では令和５年度より総合的な探究の時間において、宇宙STEAM探究を実施している。宇宙STEAM探究とはThink Space, Act for Earthをテーマに、宇宙視点で考えながら地球・地域課題の解決を考える、オリジナルの探究プログラムである。生徒のワクワク感を創出し、探究の学びを通じて、国東高校の考える生きる力を育むプログラムを提案し授業支援を実施すること。

②令和７年度２年生に設置された「SPACEコース」の総合的な探究の時間において実施するSPACE探究のプログラム構築を支援すること。SPACE探究とは、宇宙STEAM探究をさらに深化させ、実際の宇宙視点での地球・地域課題解決に係る取り組みを活用した学びを行う。具体的には、社会問題を解決するための衛星データの活用、遠隔ローバー操作のプログラム学習などを予定している。なお、３年次までを見通した課題研究も含めて実施すること。

対象生徒数：国東高校の令和７年度　１年生全クラス（約２００名）および２年生全クラス（約２００名）

授業時間数：　１年生は年間３５時間程度　　　２年生は年間７０時間程度

留意事項等：①国東高校の宇宙STEAM探究等の詳細については、以下のURLを参照してください。

<https://kou.oita-ed.jp/lp/kunisaki/>

②授業内容については、外部関係機関（産学官）及び国東高校などの関係者と連携し、協議のうえ作成すること。

③上記を実現するためには、定期的に関係者とミーティング等を実施すること。

④宇宙STEAM探究、SPACE探究の授業内容については、Open Educationという考え方のもとに広く公開（周知）すること。

⑤プログラム監修に係る専門家への謝金、授業内での講演・講座等の講師への謝金及び旅費、授業で必要となる印刷物及び消耗品などの必要経費については、本委託業務経費に含むこと。

1. **２・３年次の全学科を対象とした宇宙の学び（総合選択科目「SPACE Science」）および次年度から始まる「SPACEコース」の学校設定科目のカリキュラム作成、授業および教材開発に係る支援業務**

業務概要案：２年次から履修する「総合選択科目「SPACE Science」」については普通科や専門学科の特性を宇宙に関連する学びに活かした授業カリキュラムを、３年次「SPACEコース」において、履修する「学校設定科目」については数学、理科、英語の各教科において宇宙を題材とした授業カリキュラムを構築し、授業および教材作成を支援すること。なお、学校・学科・コースの特色化を図るように、外部関係機関（産学官）と連携しながら具現化すること。

説明会支援：国東高校が実施する中学生及び保護者向け説明会、県外受験希望者への説明会プレゼン及び配布資料（ﾌﾗｲﾔｰ）の作成支援等を行うこと。

留意事項等：①「ＳＰＡＣＥ Ｓｃｉｅｎｃｅ」および「ＳＰＡＣＥコース」学校設定科目の授業カリキュラムについては、国東高校において作成している素案をベースに、さらに魅力・特色のある内容に作成支援を行うこと。また、中学生向け説明会等に活用できるようにすること。

②業務実施においては、関係者ミーティングを月に１回以上実施すること。

1. **県内外への学校の魅力発信**

ア　本業務のターゲット等の設定

地域：主要都市（東京、大阪、福岡）等及び国東市近隣を中心とした県内

性別：男女問わず

年代：中学生（主に中学校３年生、中学校２年生）及びその保護者

※県外受験や宇宙を学べる高校に興味がある中学生・保護者

実施期間：令和７年５月～令和８年２月

行動変容：県内外の中学生やその保護者が、国東高校を受験したいという意識を高める周知（学校ＰＲ）を実施すること。

※ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断した場合は、その根拠とともに委託者に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

イ　目標設定

（ア）本業務の目的を達成するうえで、目標項目と目標値は業務開始後、学校側と双方協議の上、設定を行うこと。

（イ）設定した目標に対し、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

ウ　受託者による情報発信運用計画の作成

次に掲げる事項を盛り込んだ「全国募集情報発信運用計画」を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【情報発信運用計画に盛り込むべき事項】

(ア) 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

(イ) 事業期間を通じた情報発信業務

カスタマージャーニーに基づき、以下の業務内容を実施すること。

1. 情報発信手法（ランディングページ作成・運用等）
2. SNS広告手法（TikTok等）
3. 国東高校紹介プロモーション動画（宇宙の学びの紹介を含む）作成概要（動画作成を含む）
4. フライヤーデザイン概要（学校説明会等での配布を想定）
5. 宇宙の学びや全学科の魅力発信を目的とした学校通信作成概要（紙媒体作成・印刷を含む）
6. 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針（後述 エ 参照）
7. 情報発信効果の検証及び運用の見直し方法
8. 目標設定（前述 イ 参照）
9. その他必要な事項

エ　情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

（ア）ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブ（ランディングページ、ＳＮＳ広告、学校紹介プロモーション動画、フライヤー）を制作すること。

　　　※ランディングページについては、既存の学校ＨＰと連動させること。

（イ）情報発信結果等からターゲットのニーズ等についての検証を行うこと。

（ウ）スマートフォン、タブレット、パソコンで閲覧されることを念頭に制作すること。

オ　情報発信の運用管理

（ア）業務（３）で制作する広告クリエイティブを用いて、情報発信運用計画に基づいて、事業効果の最大化を図るよう、SNS等への情報発信を実施すること。使用するメディアやツール等（情報発信期間・回数・場所等含む）は提案すること。

（イ）情報発信費用は上記の手法全体で１５０万円以上（ランディングページ、SNS広告、ショート動画、紙媒体）とし、委託金額の中に含むこと。広告期間は令和７年２月末までとする。

カ　効果測定、改善

（ア）本業務により情報発信する広告においては、広告レポート (広告運用状況の内容がわかる)を作成し、委託者と協議すること。また、広告レポートに必要な改善等を適宜行うこと。

（イ）報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

**５　成果物及び提出物**

（１）令和７年度 総合的な探究の時間（宇宙STEAM探究、SPACE探究）のプログラム内容

（２）令和８年度　総合的な探究の時間（宇宙STEAM探究、SPACE探究）のプログラム案

（３）令和７年度　総合選択科目のプログラム内容

（４）令和８年度　総合選択科目のプログラム案

（５）令和８年度 学校設定科目のカリキュラム案及び教材案

（６）広告クリエイティブ

ア　本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により制作した画像の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

イ　受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に規定する権利を、第１３条第２項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。

ウ　委託者は、著作権法第２０条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

エ　受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条及び第１９条の規定を行使することができない。

（６）報告書

ア　業務完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。

(ア)学校魅力発信業務にかかる効果検証分析レポート

(イ)学校魅力発信業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

**６ 支払方法**

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

**７ その他業務実施上の条件**

（１） 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うものとすること。

（２） 受託者決定から契約締結の間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。

（３） 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は委託者側に帰属することとすること。

（４） 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とすること。

（５） 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者側と十分協議すること。